

ジャマイカにおける入国手続(2021年4月15日まで)

ジャマイカ官報及び政府観光局ホームページより。詳細は以下のサイトをご参照ください。

<https://opm.gov.jm/category/disaster-risk-management-act/>

<https://www.visitjamaica.com/travelauthorization/traveler-categories/>

事前検査提出の対象となっているハイリスク地域は、米国、ブラジル、ドミニカ共和国、メキシコ、パナマとなっています。

* ジャマイカ政府によれば、ハイリスク地域からの24時間以内のトランジット(例えば、乗り継ぎのみでの米国入国)は事前検査は不要としていますが、出発国において事前検査を受け、結果を持参することを推奨しています。

概要

1 ウェブサイトで事前に入国申請をする(渡航日の5日前から申請可能)。

(1) ジャマイカにおける通常居住者向け

<https://jamcovid19.moh.gov.jm/>

(2) ジャマイカにおける通常非居住者向け

<https://www.visitjamaica.com/travelauthorization/>

また、移民制限(コモンウェルス市民)法及び外国人法の規則を遵守すること。

2 入国時に医療健康担当官、医療担当官または保健担当官から健康及びリスク評価を受ける。

評価においては

(1) 検温

(2) 新型コロナウイルス感染症の症状についての観察

(3) 新型コロナウイルス感染症にさらされるリスクのある職業かどうか

(4) 申請日から直近の6週間以内に訪れた国、そのほか健康面など

が確認され、新型コロナウイルス感染症のハイリスクを有しているかを判断される。

3 2021年4月15日までの期間、入国するものは、感染リスクを最小限にするため、従うべき手続きについての情報を与えられる。

4 以下1から4の条件のもとでジャマイカに入国することを許可された者は、2021年4月15日までの期間、ジャマイカを出国することは可能。

5 以下の表1から4のカテゴリーにおいて検疫の必要があるものは、電子デバイスによって監視される。

○ 電子デバイスの監視の使用は、新型コロナウイルスのコミュニティーへの感染防止のみを目的とする。

したがって、電子デバイスは、以下の監視にのみ使用される。

・ 対象者が指定された検疫エリアを離れたかどうか

・ 対象者の健康状態

○ 電子デバイスによる監視は、検疫期間の満了時に直ちに終了する。

○ 電子デバイスによる監視によって取得されたすべての情報は、隔離期間中安全な方法で保存される。

○ アクセスできるのは、監視の実施を担当する以下の責任ある技術担当者のみとする。

・ ジャマイカ警察長官により指定された警部補ランク以下ではない警察官

・ 医療健康担当官および医療担当官

○ 検疫終了とともにデータは削除される。

* 認められる事前検査は、「Reverse Transcription Polymerase Chain Reaction Test (RT-PCR)」、「Nucleic Acid Amplification test (NAA)」、「RNA or molecular test」、「Antigen test(抗原検査)」。
PCR検査は、口腔咽頭及び鼻咽頭から検出した検体の結果であること。抗原検査は鼻咽頭から検出した検体の結果であること。
抗体検査、家庭用検査キット結果は認められない。
CLIA(米国臨床検査改善修正法案)もしくはISO 15189 認証を受けた検査機関により、WHO、PAHO、FDA(米国食品医薬品協会)が承認した検査方法によるもの。
検査結果証明は、氏名、生年月日、検査機関、認証の区別(CLIAもしくはISO 15189)、検査日、検査種別、検体種別、検査結果が記載されたものとする。

カテゴリー	滞在期間等	事前検査の要否	入国時のリスク評価・検査要否・検疫要否等	入国後もしくは入国後に実施した検査結果判明後の検疫・行動制限等	留意事項
1 ジャマイカにおける通常居住者	—	不要	<p>医療健康担当官により、以下のいずれかの命令に従い、検疫となり、他者から隔離となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自宅検疫命令 ●政府施設検疫命令 <p>○ 評価に基づき、RT-PCR検査もしくは抗原検査(口腔咽頭及び鼻咽頭スワブ)受検が必要となる場合がある。</p> <p>○ 検疫の期間は入国日の翌日から14日間。医療健康担当官の特別な承認がない限り、指定された場所に留まること。</p> <p>○ 低リスクと判断された場合は、1日1回、生活必須事項のため最寄りの実務的な場所に外出できるが、その後すぐに帰宅しなければならない。このカテゴリーにおける生活必須事項とは、食料の調達、医薬品・医療サービスの受容、金融取引、商取引の実行、礼拝の参加、運動が含まれる。</p>	<p>○ アプリもしくは規定フォームで、12時間毎の体温と症状を記録すること。</p> <p>○ 医療担当官による1日1回の訪問時の面会受け入れを可能にすること。1日最低2回は、医療看護師に体温と症状について電話連絡すること。訪問者及び訪問先(医療健康担当官に外出を許可された場合)をアプリもしくは規定フォームで記録すること。</p> <p>○ 他者と1メートルの距離間隔をとること、公共交通機関(航空機、バス、タクシー、相乗など)を利用しないこと、公共の場所(ショッピングセンター、映画館、市場、教会など)や会合に出向かないこと、出勤しないこと。</p>	<p>○ 関係担当官から与えられた指示、課せられた条件について遵守しなければならない。</p> <p>○ 個人の目的の居場所または居住地もしくは検疫する場所に留まることを求められている期間あるいは検疫中、雇用先に出勤することはできない(ただし、在宅勤務は可能)。雇用主は、本人との間で別途合意がない限り、その期間を本人の休暇資格に算入しないものとする。</p> <p>○ 官報で規定された新型コロナウイルス対策の規則に従うこと。</p> <p>○ 違反者は、100万ジャマイカドル以下の罰金もしくは12か月以下の懲役。</p>
2 観光目的 (ジャマイカにおける通常非居住者で、レジリエント・コリドー(*観光目的に特化した、地理的に限定された地域のこと、11月1日付官報別表2に詳細あり)内における観光目的のもの)	—	<p>12才以上のハイリスク地域居住者は必要。</p> <p>○ 入国日より10日以内の検体採取であること。</p> <p>○ 検査で陰性であったことを示していること。</p> <p>検査証明は、チェックイン時に航空会社に提示する必要がある。</p>	<p>○ 入国者に交付されるレジリエント・コリドーにかかる規則に従い、レジリエント・コリドー内の、個人が目的地とする居場所または居住地に留まること</p> <p>○ 以下の場合を除き、ジャマイカに滞在している間、再検査の必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハイリスクであると判断された場合。 ●新型コロナウイルス感染症の症状を示している場合。 <p>検査の場合、結果が判明するまで、ホテルに待機しなければならない。</p>	<p>以下の条件のもと、回廊内において観光商品開発社から認証された観光アトラクション、レストラン、免税ショッピングモール、クラフトマーケット及び別表1様式Cのリストにある場所を訪問することができる。</p> <p>○ 観光局法のもと認可された交通機関で移動すること。</p> <p>○ 官報で規定された新型コロナウイルス対策の規則に従うこと。</p> <p>○ 渡航同行家族、同行グループで行動すること。</p> <p>入国後の検査で陽性である場合、検疫となり、他者から隔離され、医療健康担当官、医療担当官、または保健担当官が回復したことを証明するまで、政府によって指定された施設、居場所またはジャマイカの居住地で検疫、隔離となる。</p>	<p>○ 関係担当官から与えられた指示、課せられた条件について遵守しなければならない。</p> <p>○ 官報で規定された新型コロナウイルス対策の規則に従うこと。</p> <p>○ 観光局法のもと認可された交通機関で移動すること。</p> <p>○ 違反者は、100万ジャマイカドル以下の罰金もしくは12か月以下の懲役。</p>

3	<p>商用目的</p> <p>(ジャマイカにおける通常非居住者で、会社の命を受けて業務するもの。ほかの居住者や個人事業目的で訪問するものを除く。葬儀や結婚式の参列者は含まれない。)</p>	14日以内	<p>ハイリスク地域居住者は必要。</p> <p>○ 入国日より10日以内の検体採取であること。</p> <p>○ 検査で陰性であったことを示していること。</p> <p>検査証明は、チェックイン時に航空会社に提示する必要がある。</p>	<p>空港でRT-PCR検査もしくは抗原検査(口腔咽頭及び鼻咽頭スワブ)を受け、検査結果が判明するまでは、居場所またはジャマイカの居住地において検疫となる。</p> <p>陽性である場合、検疫となり、他者から隔離され、医療健康担当官、医療担当官、または保健担当官が回復したことを証明するまで、政府によって指定された施設、居場所またはジャマイカの居住地で検疫、隔離となる。</p> <p>陰性である場合、検疫から解放されるが、</p> <p>○ 滞在中は、個人の目的の居場所または居住地(庭を含む)に留まらなければならない。</p> <p>○ 1日1回、生活必須事項のため最寄りの実務的な場所に外出できるが、その後すぐに帰宅しなければならない。このカテゴリにおける生活必須事項とは、食料の調達、医薬品・医療サービスの受容、金融取引、商取引の実行が含まれる。</p> <p>○ 65才以上の高齢者と面会はできない。</p> <p>○ 同行の渡航者を除き、他の乗客と同乗する交通手段を利用することはできない。</p> <p>○ 公共の場ではマスクを着用し、他者と規定された身体的距離をとること。</p> <p>○ 15人以上の会議、イベント、会合に参加してはならない。</p>	<p>○ 関係担当官から与えられた指示、課せられた条件について遵守しなければならない。</p> <p>○ 官報で規定された新型コロナウイルス対策の規則に従うこと。</p> <p>○ 違反者は、100万ジャマイカドル以下の罰金もしくは12か月以下の懲役。</p>
4	<p>その他の目的</p> <p>(ジャマイカにおける通常非居住者で、上記のカテゴリ2および3を除く)</p>		<p>12才以上のハイリスク地域居住者は必要。</p> <p>○ 入国日より10日以内の検体採取であること。</p> <p>○ 検査で陰性であったことを示していること。</p> <p>検査証明は、チェックイン時に航空会社に提示する必要がある。</p>	<p>○ 以下の場合を除き、ジャマイカ滞在中は検査の必要はない。</p> <p>●ハイリスクであると判断された場合。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の症状を示している場合。</p> <p>検査の場合、空港もしくは指定施設で、PCR検査(口腔咽頭及び鼻咽頭スワブ)を受検する。また、結果が判明するまで、ホテルまたは居場所に待機しなければならない。</p> <p>○ 個人の目的の居場所または居住地(庭を含む)でジャマイカに入国した日の翌日から14日間検疫。</p>	<p>○ 関係担当官から与えられた指示、課せられた条件について遵守しなければならない。</p> <p>○ 官報で規定された新型コロナウイルス対策の規則に従うこと。</p> <p>○ 違反者は、100万ジャマイカドル以下の罰金もしくは12か月以下の懲役。</p>